

本牧市民プール再整備事業に関する落札者決定基準

令和 2（2020）年 7 月 21 日

横浜市

目 次

1	落札者決定基準の位置づけ.....	1
2	落札者決定の方法.....	1
(1)	落札者決定方法の概要.....	1
(2)	落札者決定の体制.....	1
(3)	落札者の決定手順.....	2
(4)	第一次審査.....	3
(5)	第二次審査.....	3
(6)	開札.....	3
(7)	価格点の算出.....	3
(8)	総合評価点の算出及び落札者の決定.....	4
(9)	評価内容の公表.....	4
3	計画提案の位置づけ.....	4
4	計画提案の評価方法.....	5

添付資料

別紙1 計画提案に関する評価項目別の評価の視点及び配点

1 落札者決定基準の位置づけ

本牧市民プール再整備事業（以下「本事業」という。）に関する落札者決定基準は、横浜市（以下「本市」という。）が、本事業に関する総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項ただし書き及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する一般競争入札をいい、以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に定める落札者決定基準を示したものであり、本件入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に交付する「本牧市民プール再整備事業 入札説明書」（添付資料を含む。以下「入札説明書」という。）と一体のものである。

2 落札者決定の方法

(1) 落札者決定方法の概要

本事業は、昭和 30（1955）年代の本牧ふ頭関連造成用地の海面埋め立てに伴う海水浴場の代替施設として既存の本牧市民プールが設置された経緯を踏まえ、屋外遊泳用プールの存続、利用促進及び経営改善を図り、市民利用施設としての魅力を高めることにより市民の福祉の増進に資する屋外遊泳用プールを有するスポーツ・レクリエーション施設（以下「本施設」という。）として再整備することを目的としている。

また、本事業の実施を担う民間事業者の選定においては、様々な民間集客施設の整備、管理及び運営に関するノウハウ等を活用し、本牧市民プールを魅力ある市民利用施設として再整備する計画を策定し、当該計画を適正かつ確実に遂行できる民間事業者を選定する必要がある。

このため、本事業の実施を担う民間事業者として必要な資格及び実績を有すると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として、本事業の実施に関する計画及び技術提案（以下「計画提案」という。）と、当該計画提案の内容を実施するために必要な費用（以下「事業費」という。）に基づく入札価格の提出を求め、これらを総合的に評価し、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした入札参加者を落札者として決定する総合評価一般競争入札により本事業の実施を担う民間事業者を選定する。

また、落札者決定のための審査は、第二次審査に進むための入札参加希望者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、第二次審査に進むことが認められた入札参加者から提出された計画提案の内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

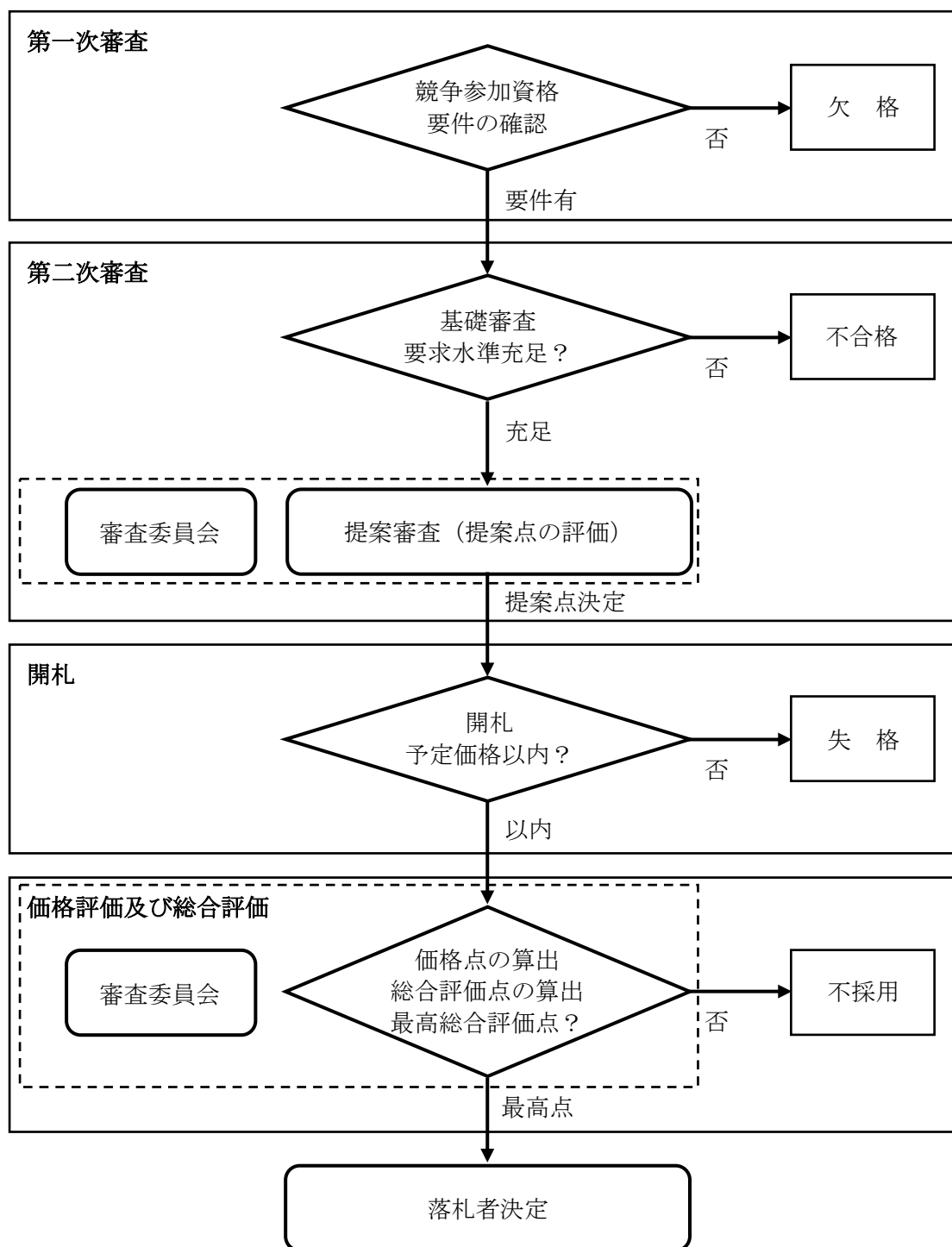
(2) 落札者決定の体制

本市が本件入札により落札者を決定するにあたり、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年横浜市条例第 49 号）第 2 条の定めるところにより設置している「横浜市民間資金等

活用事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において最優秀提案者の選定に関する審査を行う。

(3) 落札者の決定手順

落札者の決定手順を以下に示す。



(4) 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施を担う民間事業者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める競争参加資格の有無について確認する。

本市は、入札参加希望者が提出した参加表明書及び第一次審査資料について、資料作成の不備の有無及び入札説明書に示す競争参加資格の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、入札書及び第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、有資格者であると認められた入札参加者は、入札書及び第二次審査資料を提出することができる。

(5) 第二次審査

第二次審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、入札参加者が提出した計画提案を審査するものである。

ア 基礎審査

本市は、入札参加者が提出した計画提案について、資料作成の不備の有無、要求水準書に示された計画条件に基づいて要求水準を満たせるような計画提案内容であること、入札説明書に示した契約条件に則っていることを確認する。資料作成に不備があり、要求水準書に示された計画条件に違反し、又は要求水準を満たすことができないと認められる場合は、その入札参加者を不合格とする。

イ 提案審査（提案点の評価）

審査委員会は、各入札参加者から提出された計画提案について、評価基準（別紙1）に基づいて審査し、各提案に対する提案点を評価する。なお、提案点は全体で100点満点とする。

なお、審査委員会は、提案審査にあたり、入札参加者プレゼンテーションにおいてヒアリングを実施し、計画提案の内容を確認する。

(6) 開札

本市は、入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認し、入札価格が予定価格を超えている入札書を提出した入札参加者は失格とする。

(7) 価格点の算出

審査委員会は、予定価格の範囲内である入札価格に対して、以下の計算式により価格点を決定する。価格点の算定においては、算定結果の小数点以下第3位を四捨五入する

ものとし、上限を 100 点とする。

$$\text{価格点} = \text{最低入札価格} \div \text{当該入札参加者の入札価格} \times 100 \text{ 点}$$

(8) 総合評価点の算出及び落札者の決定

総合評価点における提案点と価格点の配点割合は、「7 : 3」とし、以下の計算式により総合評価点を決定する。

審査委員会は、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、その入札参加者を最優秀提案者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の入札参加者が二者以上あるときは、総合評価点の内訳において提案点が最も高い入札参加者を最優秀提案者とし、更に最も高い提案点の入札参加者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

$$\text{総合評価点 (100 点満点)} = \text{提案点} \times 0.7 + \text{価格点} \times 0.3$$

本市は、審査委員会が選定した最優秀提案者を本件入札の落札者として決定する。

(9) 評価内容の公表

本市は、落札者を決定した後、審査委員会の議事内容をもとに評価基準に基づいた各入札参加者から提出された計画提案に対する評価の内容を明確化し、計画提案に関する評価結果を公表する。

3 計画提案の位置づけ

落札者の提出した計画提案は、本事業の実施に関する契約（以下「PFI事業契約」という。）にその内容が反映されるとともに、本事業の実施を担う民間事業者（以下「PFI事業者」という。）はこれを履行しなければならない。また、本市が計画提案の内容について確認するための質問への回答、ヒアリングにおいてなされた計画提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価一般競争入札においては、計画提案が入札書の一部を構成するため、評価基準に基づいて要求水準以上であると評価された提案内容については、当該提案内容に基づいて達成される本事業の経営管理の状態、本施設の性能、施設整備業務の成果の水準をPFI事業契約締結時における要求水準とする。

4 計画提案の評価方法

本事業においては、様々な民間集客施設の整備、管理及び運営に関するノウハウ等を活用し、これまでの本牧市民プールよりも魅力ある市民利用施設として工夫された本施設の整備、管理及び運営を実現するような計画提案を求めている。

このため、計画提案の評価にあたっては、別紙1に示す評価の視点に基づいて、これまでの本牧市民プールよりも市民サービスの水準が向上し、市民における遊泳の機会の他、健康増進の機会やスポーツ振興の機会までも提供できるような市民利用施設（公の施設）の整備、管理及び運営を効率的かつ効果的に実施するための工夫が優れている提案を評価する。

また、計画提案の評価においては、文章による提案を評価することを原則とし、計画提案として提示を求める図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性、現実性及び各記載事項間での矛盾の有無を判断又は確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容を優先して評価する。

なお、提案点については、評価項目別の評価基準に基づいて5段階の評価内容に応じて点数化する。5段階評価の評価内容と点数化の方法は次のとおりである。

評価ランク	評価内容	点数化の方法
A	秀でて優れている	評価項目別配点×100%
B	AとCの間	評価項目別配点×75%
C	優れている	評価項目別配点×50%
D	CとEの間	評価項目別配点×25%
E	要求水準の規定どおり	評価項目別配点×0%

